

連絡先：海上保安庁総務部
国際・危機管理官 東井 芳隆
電話：3591-9802（直通）
3591-6361 内線3300

平成17年12月6日
海上保安庁

「日韓海上保安当局間長官級協議」（第7回）の結果概要について

本日、大韓民国仁川市（インチョン）の海洋警察庁において、「日韓海上保安当局間長官級協議」（第7回）を開催し、石川裕己海上保安庁長官と大韓民国海洋警察庁李承載（イ・スンジェ）海洋警察庁長との間で定期協議を行いました。概要は以下の通りです。
なお、本件は、11月25日付けの広報資料で事前にお知らせしていたものです。

1 日時・場所

平成17年12月6日（火） 10:00～11:30
於： 大韓民国・海洋警察庁（仁川市）

2 協議出席者

日本側： 海上保安庁 石川 裕己長官
富賀見 栄一警備救難部長 ほか
韓国側： 海洋警察庁 李 承載（イ・スンジェ）庁長
崔 元伊（チェ・ウォンイ）警備救難局長ほか

3 協議結果の概要

以下の議題について、協議を行った。詳細は、別添の通り。

- ① これまでの連携・協力関係の評価
- ② 日韓 SAR 協定付属書の改訂
- ③ 漁業取締りについて
- ④ その他

第 7 回日韓海上保安当局間長官級協議

(結果概要)

1 これまでの連携・協力関係の評価

- ① 韓国側より、今年5月31日に発生した「シンポン号」事案等の処理において、両機関間の協力により適切に処理できたこと、また、9月28日に発生した「第三新生丸」事案等、両機関間の連携により迅速な事案処理がなされたことを評価。

さらに、今年、日韓合同捜索訓練、日韓海上テロ対策合同訓練等の連携訓練が意欲的に行われ、円滑に実施されたことを評価しつつ、今後、連携訓練の事後評価を強化したいとの考えが示された。あわせて、今年九月の神戸での北太平洋地域海上保安機関長官級会議において「机上から海上へ」の考えの下、推進することとされた合同訓練に関し、来年度、韓国が主催して開催する米国との多目的合同訓練への参加依頼があった。

- ② 日本側より、シンポン号事件等の個別事案処理における両機関の協力関係の重要性を強調するとともに、改めて、第三新生丸事案における韓国海洋警察庁の我が国の捜査に対する迅速な協力に対し、感謝の意を表した。

連携訓練の事後評価の強化については認識を共有し、今後、実務レベルで実現を図っていくことを示した。また、韓国から参加依頼のあった多目的合同訓練への参加については、参加に向けて調整を行うこととし、韓国からの具体的な訓練計画案の早期の提示を依頼した。

- ③ 両機関は、今回を含め七回にわたる長官級会合の成果として、これらの具体的な結果を得る事案が得られていることを評価しつつ、今後、一層、両機関間の協力関係を発展させることについて認識の一致をみた。

2 日韓SAR協定付属書の改訂

- ① 1990年に締結された「日本国政府と大韓民国政府との間の海上における捜索及び救助並びに船舶の緊急避難に関する協定」(日韓SAR協定)について、以下の点から、海上保安庁から、同協定の付属書の改訂をこれまで重ねて要請してきたところ。
- i) GMDSS (注) 海上における遭難及び安全に関する通信の世界的な制度の導入やインターネットの

普及等の海上捜索救助に係る通信環境の変化への対応

ii) これまで第7管区海上保安本部と釜山海洋警察署に限定的に規定されていた両国間の通信連絡のポイントを、迅速・的確な捜索救助活動の実施のため、双方のすべての管区本部・海洋警察署に拡大すること

- ② 今回の長官級会合において、この点について韓国側の明確な同意が得られ、今後、同協定付属書の改訂作業を外交ルートを通じて、実施していくことで一致をみた。

3 漁業取締りについて

① 韓国側より、韓国漁船の度重なる違法操業に関し、その取締りに当たり、i) 両機関間の通報方式等の確立や ii) 今後の韓国における違法操業を行う韓国漁船に対する罰則の強化等を視野に入れた両機関の取締りの新しい連携について、今後、事務的な検討を行ってほしいとの要請があった。

② 日本側より、度重なる韓国漁船の我が国領海内及びEEZ内での違法操業に関し、強い懸念を表明するとともに、根絶のためには、法に基づく厳正な処理を行っていくことが原則であるとの基本的考え方を示した。また、今後の韓国内での罰則の強化のための法制度整備については、その状況を見守りたいとの考え方を示した。

なお、韓国側の考え方については、国際法上の我が国に認められた追跡権の行使等の主権との問題がある点を指摘した。

③ 本件については、今後、韓国側が、制度整備の状況について、折に触れて情報提供することとされた。

4 次回の長官級会合

次回の長官級会合は、来年度、日本において開催され、時期等については、今後、事務レベルで調整することとなった。

韓国海洋警察庁の概要

平成17年12月
国際・危機管理官

1. 沿革

韓国海洋警察庁(Korea Coast Guard)は、1953年に内務部治安局の下に海洋警察隊として設立されて以来、幾度の組織改編を重ね、1996年海洋水産部の新設に伴い、同部の外局に移管され、現在に至る。

2. 主要任務

- (1) 警備救難
- (2) 海上治安
- (3) 海洋環境保全
- (4) 国際外事
- (5) 海上交通安全管理
- (6) 海洋汚染防除

3. 人員及び装備

	韓国海洋警察庁(2004年)	海上保安庁
人員	9844人 警察官 5201 一般・技能職 587 戦闘警察職員 4055 契約職員 1	12255人
船艇	大型警備艦艇 18隻 中小型警備艦艇 143隻 刑事機動艇 23隻 防除艇 19隻 巡察艇 51隻 消防艇 1隻 ホバークラフト 2隻 曳船 4隻	巡視船 124隻 巡視艇(PC型) 60隻 (CL型) 170隻 特殊警備救難艇 86隻 設標船・航路標識測定船 61隻 測量船 13隻
航空機	12機 固定翼 1機 回転翼 11機	75機 固定翼 29機 回転翼 46機